

国民健康保険に関するお知らせ

【特定保健指導を開始】

10月から、国民健康保険加入者で特定健診の結果、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)またはその予備群に該当する方を対象に、生活習慣の改善によって糖尿病等のリスクの軽減を図るための特定保健指導を開始します。

対象者には指導案内等の必要書類を送付しますので、申込書に必要事項を記入したうえで、申し込んでください。

この事業は委託事業で実施するため、支援の内容によっては、委託会社名(有有限会社ハイライフサポート)で連絡する場合があります。国民健康保険以外の保険に加入している方の特定保健指導は、会社や加入している健康保険

新型コロナワクチン接種

【オミクロン株対応ワクチンの接種】

8月8日付けで、国からオミクロン株対応ワクチンを使用した追加接種について、準備を開始するよう通知がありました。

時 10月中旬以降(予定)

対 初回接種(1・2回目接種)を終了したすべての方を想定

他 8月23日時点では、オミクロン株対応ワクチンの薬事承認がされていないため、今後大幅に変更となる可能性もあります

【予約なし接種(モデルナ社製ワクチン限定)】

時 8月27日(土)から

所 保健センター

対 3・4回目接種を希望する18歳以上の方

他 受付日時等の詳細は、市ホームページをご確認ください

問 新型コロナウイルス感染症対策小金井市コールセンター(☎042-316-7666、聴覚に障がいがある方など=☎042-316-7667) ※土曜・日曜・祝日を含む午前9時～午後5時

【一部負担金の減額・免除制度】

国民健康保険では、天災などで資産に重大な損害を受けたときや、生計を維持する方が失業、死亡するなどして生活が一時的に著しく困難になった場合に、医療機関等の窓口で支払う一部負担金を減額・免除する制度があります。

必要書類等▽災害、失業などで重大な損害を受けたことを証明する書類▽世帯員全員の収入を証明する書類▽保険証▽印鑑

◆共通◆

問 保険年金課国民健康保険係(☎042-387-9834)

組合等にお問い合わせください

10月1日から医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が「1割」「2割」「3割」の3区分となります

10月1日からの保険証を9月中旬に送付します

後期高齢者医療保険

問 自己負担割合の見直しについて=都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター(☎0570-086-519)、市保険年金課高齢者医療係(☎042-387-9834)、制度見直しの背景等について=後期高齢者医療の窓口負担割合に関する厚生労働省コールセンター(☎0120-002-719)

10月1日からお使いいただく保険証(水色)は、簡易書留で9月中旬ごろに送付します。新しい保険証の有効期限は、令和6年7月31日です。

なお、2割負担の導入に伴い、令和3年1月～12月の所得(令和4年度住民税課税所得)を基に、下記の判定方法により自己負担割合を再判定しています。

自己負担割合が「2割」となる方への負担軽減

10月1日からの3年間、自己負担割合が「2割」となる方の、急激な自己負担額の増加を抑えるため、外来診療の負担増加額の上限が1か月当たり

最大3,000円となります。上限額を超えて支払った金額は高額療養費として、後日支給します。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、9月中旬ごろに高額療養費支給事前申請書を郵送します。

例 自己負担割合1割のときに5,000円の負担だった場合

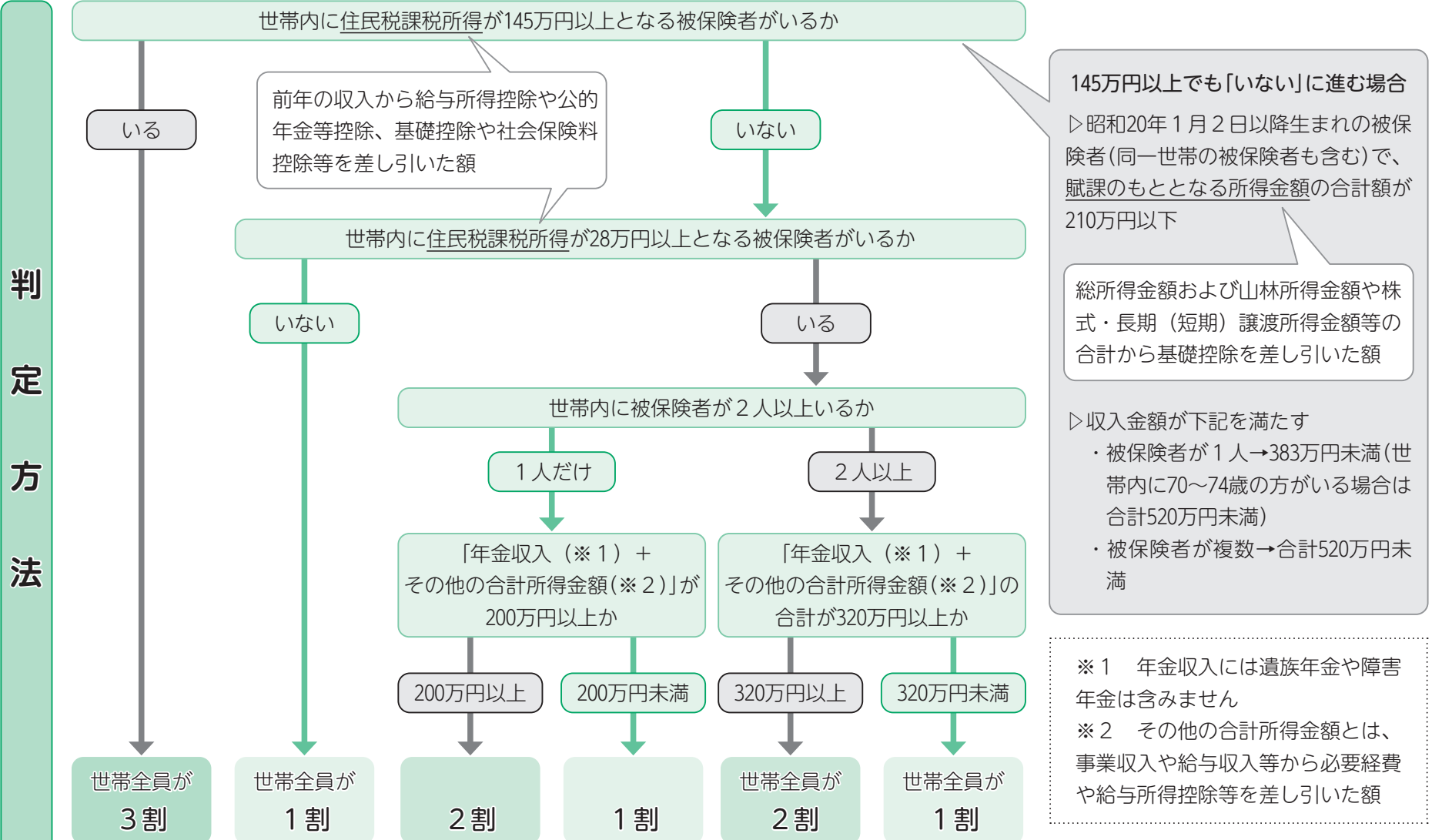
2割となると10,000円の負担となり負担増加額は5,000円

➔負担増加額の上限は3,000円のため、これを超えて負担した2,000円は、高額療養費として後日

支給 窓口負担割合の見直しに伴う高額療養費の還付を装った詐欺にご注意ください。

厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは絶対にありません。

ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188(いやや!))にお問い合わせください。



145万円以上でも「いない」に進む場合
▷昭和20年1月2日以降生まれの被保険者(同一世帯の被保険者も含む)で、賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下

総所得金額および山林所得金額や株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除を差し引いた額

▷収入金額が下記を満たす
・被保険者が1人→383万円未満(世帯内に70～74歳の方がいる場合は合計520万円未満)
・被保険者が複数→合計520万円未満

※1 年金収入には遺族年金や障害年金は含みません
※2 その他の合計所得金額とは、事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた額